



# 特定健康診査を受けましょう

実施期間 9月30日(金)まで実施中

下記の方を対象にした特定健診が始まりました。特定健診は、みなさんが加入する保険者ごとに実施するものです。また、65歳以上の方には、健診と同時に介護予防のための生活機能評価を行います。生活習慣を見直し、健康な生活を送るために、ぜひ、この機会に健診を受けましょう。

なお、毎年9月は予約が殺到し、ご希望の日時に受診いただけない場合がございますので、お早めに受診されますようお願いいたします。

	伊奈町国民健康保険に加入している方	後期高齢者医療に加入している方
問合せ先	保険医療課国民健康保険係 <sup>①</sup> 2171	保険医療課医療係 <sup>②</sup> 2174
実施期間	9月30日まで実施中	
対象者	40～64歳	65～74歳
健診種類	特定健康診査	健康診査
健診内容	問診・診察・身長・体重・血圧測定・血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖)・尿検査・貧血検査・心電図検査 今年度から全員が受けられます	
申込方法	対象者には、受診券を郵送しました。受診券到着後、実施医療機関に直接お申し込みください。受診券が届かなかった方や、住所・氏名等が変更になった方は、再交付しますので、保険医療課国民健康保険係までご連絡ください。(5月1日以降、伊奈町国民健康保険に加入した方で、健診を希望する方は保険医療課国民健康保険係までご連絡ください。)	対象者には、受診券を郵送しました。受診券到着後、実施医療機関に直接お申し込みください。受診券が届かなかった方や、住所・氏名が変更になった方は、受診券を再交付しますので、保険医療課医療係までご連絡ください。
持ち物	・受診券 ・保険証	・受診券 ・保険証 ・介護保険証
費用	無 料	

40～74歳で、町国民健康保険以外の健康保険に加入している方は...ご自分が加入している健康保険組合等に受診方法をご確認ください。8月までに受診された町国保加入者あるいは75歳以上の方の中から、抽選で30名様に3,000円相当の地元産の商品を差し上げます。当選者の発表は、商品の発送をもってかえさせていただきます。

7月中旬までに第1号被保険者(65歳以上)の方へ平成23年度分の納付通知書(介護保険料額決定通知書)を郵送します。詳しくは下記のほか、通知書に同封したお知らせをご覧ください。

なお、平成21年度から23年度までの3年間は、所得段階に変更がなければ介護保険料額は同一です。

平成21年度の介護保険料を改正する際に、介護従事者の



平成23年度分  
介護保険料の納付を  
お願いします

問 福祉課  
介護保険管理係  
① 2124

介護保険  
について

処遇改善のために行われた介護報酬改定(プラス3%)に伴い、保険料が上昇した分は、国がその一部を負担し(介護従事者処遇改善臨時特例交付金)、被保険者への上昇に伴う負担を軽減しています。

特別徴収(年金からの天引き)対象の方  
昨年度、特別徴収されていた方は、今年度も引き続き年金から天引きとなります。

今年4月、6月、8月から新たに特別徴収が開始される方へも特別徴収開始通知書を送付します。

普通徴収対象の方  
次のから、のいずれかに該当する方には、7月中旬までに納付通知書を送付します。

昨年度、納付通知書により保険料を納めた方(今年4月、6月または8月に特別徴収が開始された方を除く)  
今年10月から特別徴収が開始される方へは、特別徴収開始通知書とあわせて納付通知書を送付します。7月から9月までは納付通知書で納めていただき、10月以降年金からの天引きとなります。

今年4月から6月までの間に満65歳になられた方  
今年4月から6月までの間

# 後期高齢者医療 について

問 保険医療課医療係  
内 2175

## 平成23年度分保険料



後期高齢者医療制度の被保険者の方には、平成23年度分の保険料額決定通知書を7月中旬までに送付します。

特別徴収（年金からの天引き）対象の方

今年4月から特別徴収が開始された方には、保険料額決定通知書を送付します。

後期高齢者医療保険料の特別徴収は年金保険者（日本年金機構など）からの通知に基づいて行われています。

普通徴収対象の方  
保険料額決定通知書および納付通知書を送付します。

納期は、7月から翌年2月までの各月（8回）となっています。

転出先やご遺族あてに、納付通知書を送付します。

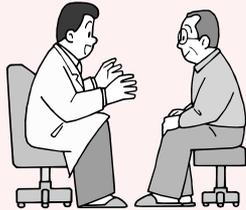
### 被保険者証の更新

後期高齢者医療の被保険者の方に対し、保険医療機関での負担割合（1割または3割）を前年の所得を基に判定を行い、7月中に新しい被保険者証を送付します。

旧被保険者証は、後日、保険医療課の窓口へ持参いただくかご自身で厳重に処分してください。

有効期限は平成24年7月31日です。

### 被保険者の健診



町では、後期高齢者医療制度の加入者を対象に健康診査を実施しています。

受診券が届かなかつた方や、年齢到達で後期高齢者医療の被保険者になった方は、受診券を交付しますので、ご連絡ください。

介護保険サービス利用者の軽減について

住民税非課税世帯に属する方が軽減の対象となります。

介護サービス利用料助成認定

訪問介護

訪問入浴介護

通所介護

通所リハビリテーション

短期入所生活介護

短期入所療養介護

訪問リハビリテーション

訪問看護（ ）の介護予防を含む（ ）

右記のいずれかのサービスを利用した際には、所得等の段階に応じて10%の利用率を5%または6%に軽減します。

負担限度額認定

介護保険施設やショートステイにおける居住費や食費の額は、利用者と施設（事業者）との契約によるものが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、自己負担額を軽減することができます。

いずれも軽減を受けるには申請が必要となります。詳しくは、福祉課または担当のケアマネジャーにおたずねください。

に転入された65歳以上の方前記以外の方  
今年7月以降に満65歳になられる方には、満65歳到達月またはその翌月に納付通知書を送付します。

普通徴収対象の方へ  
安全・便利な  
口座振替をご利用  
ください

口座振替は、納期ごとに保険料を納めに行く手間を省き、納め忘れもありません。また、一度申し込めば翌年度も口座振替が継続されますので、ぜひ安全で便利、確実な口座振替をご利用ください。（普通徴収納付通知書に添付されている口座振替依頼書で申込みできます。）

口座振替の開始は、申込みの翌月末以降からとなります。町税等を口座振替している方も、介護保険料の口座振替を改めて申し込む必要があります。

ゆうちょ銀行・郵便局をご利用の方は、それぞれ指定の用紙で申し込んでください。